

令和 2 年 1 2 月 3 日
都市整備部 建築課

江東区事務手数料条例の改正概要について

1 改正理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下、「建築物省エネ法」という。）の一部改正に伴い、江東区事務手数料条例の一部を改正するとともに規定の整備を行う（都市整備部関係手数料）。

2 改正概要

建築物省エネ法の一部改正に伴い、適合判定に係る床面積区分の変更に伴う審査手数料の額を追加するとともに、所要の規定を整備する。

3 施行期日（予定）

公布の日から施行する。

4 改正時期

令和 3 年第一回区議会定例会に提案予定

5 参考

改正の概要

適合義務の対象追加

改正前は非住宅部分の床面積 2000 m²以上が適合義務対象であったが、改正後は非住宅部分の床面積 300 m²以上に引き下げられる。

対 象 規 模	改正前			改正後	
	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模 (2000m ² 以上)	適合義務	届出義務	⇒	適合義務	届出義務
中規模 (300m ² 以上2000m ² 未満)	届出義務		⇒	適合義務	
小規模 (300m ² 未満)	努力義務		⇒	努力義務	

適合義務：建築主が省エネ基準に適合させる義務

届出義務：建築主が省エネ計画を届出する義務

努力義務：建築主が省エネ基準を達成するよう努力する義務